

平成 28 年 5 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成 28 年 5 月 6 日（金）午前 9 時 30 分より臼杵市役所野津庁舎（3 階）305 会議室において会長が 5 月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 江藤 敏博 委員 2 番 後藤 益喜 委員 3 番 佐藤 政雄 委員 4 番 鶴田 茂資郎 委員

5 番 三浦 拙夫 委員 6 番 小橋 勇二 委員 7 番 姫嶋 正則 委員 8 番 長田 德行 委員

9 番 遠藤 喜一 委員 10 番 赤峯 勝幸 委員 12 番 物延 亀一 委員 13 番 佐藤 幸子 委員

14 番 山下 幸延 委員 16 番 甲斐 徳 委員 17 番 足立 正徳 委員 18 番 堀 京子 委員

19 番 小川 一男 委員 20 番 足立 敏雄 委員 21 番 川野 健治 委員 22 番 中野 定重 委員

欠席委員 11 番 柳井 徳雄 委員 15 番 柳井 正二 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

付議議案

議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 26 号 非農地証明願いについて

議案第 27 号 農用地利用集積計画について

局 長 ただ今から総会を始めます。

局 長 開会のことばを、中野副会長が申し上げます。

局 長 疋田会長より挨拶を頂きます。

会 長 本日はお忙しい中総会に出席して頂きありがとうございます。本日は 4 月総会時に研修会を行う予定をしていましたので都市デザイン課より甲斐課長、担当の望月さんが講師として来られております。空き家バンクの状況について資料により説明があると思いますので白杵市の状況を把握して頂き、参考にして頂ければよいと思います。二人の講師につきましては三十分という短い時間ですが、よろしくお願い致します。これで挨拶を終わります。

局 長 ありがとうございました。

局 長 これより議案について、ご審議を宜しくお願い致します。
議長につきましては、白杵市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は 柳井 徳雄委員、柳井 正二委員が欠席となっており、出席委員は、21 名となります。よって、白杵市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議 長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

議 長 それでは、議席番号 5 番 三浦 拙夫委員 議席番号 16 番 甲斐 徳委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案書 1 ページをご覧ください。議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が、下記のとおりあったので提案する。平成 28 年 5 月 6 日 臼杵市農業委員会会長 足田忠公

2 ページをご覧ください。番号 1、畑 654 m² 外 1 筆 合計 4,254 m² を、臼杵市長に有機農業の研修圃場の確保のため、賃借権を設定するものです。

番号 2、畑 1,849 m² 外 1 筆 合計 2,889 m² を、有機農業の研修圃場の確保のため、賃借権を設定するものです。

以上 2 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の地域との調和要件に該当します。その他の、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件については、市が申請地を公用に供する場合、審査項目から除外されるため、本件は、地域との調和要件のみの判断となり、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。4 月 26 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上で、3 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいていますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

長 田
委 員

議案第 23 号農地法第 3 条規定による許可申請に関する現地調査を 4 月 26 日に実施いたしました。チェックリストと合わせて、報告をさせていただきます。

番号 1 の申請につきましては賃借権の設定を受け、有機農業の研修圃場として利用するものであります。資料の事業内容について説明をしますと、市は平成 28 年度有機農場の後継者不足を解消するため、有機農場を増やすための地域おこし協力隊として、採用しました。地域おこし協力隊の理念は、今後 3 年間市の一般非常勤職員として市内で暮らしながら、試験設備を利用し、有機農場の研修や用具を習熟いたします。申請地は 2 筆で、いずれも適切に管理されております。3 条の申請に

必要な添付書類は揃っており、市が申請地を公用に供する場合、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件については、審査項目から除外されるため、地域との調和要件のみの判断となりますが審査基準に該当するものと判断いたします。

番号 2 の申請につきましては賃借権の設定を受け、有機農業の研修圃場として利用するものであります。資料の事業内容については番号 1 と同様であります。申請地は 2 筆で、いずれも適切に管理されております。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、番号 1 と同様に市が申請地を公用に供する場合、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件については、審査項目から除外されるため、地域との調和要件のみの判断となりますが審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり決定することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに決定いたしました。

足 立
委 員 　市が土地を売買したのなら、金額について聞かれるのではないか。

次 長 　大変失礼いたしました、事務局の説明不足なんですけれども、賃貸借契約となっております。金額については、分かりかねます。事由説明の欄の記入が抜けておりました。今後気を付けたいと思います。

議 長 次に、議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案 4 ページをご覧ください。議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。平成 28 年 5 月 6 日 白杵市農業委員会会長 足田忠公

5 ページをご覧ください。番号 1、畑 302 m² を、平成 23 年より倉庫付資材置場として利用していたものです。追認案件であり、始末書が添付されています。農地の区分は 2 種農地となっています。

以上、1 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、4 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいていますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

足 立

委 員 足立より 4 月 26 日に実施いたしました議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する現地調査報告を行います。チェックリストと合わせて、報告をさせていただきます。

番号 1 の申請につきましては申請地は 1 筆で、平成 23 年 4 月に倉庫付資材置場として利用されていました。追認案件でありますので、始末書も添付されています。審査項目である立地条件、審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。以上、4 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり決定することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 — 「全員挙手」 —

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。 よって、議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 25 号農地法 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案書 7 ページをご覧ください。 議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。 平成 28 年 5 月 6 日臼杵市農業委員会 会長 足田忠公

8 ページをご覧ください。番号 1、畑 1,074 m² を、宅地造成用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 2、畑 1,117 m² を、宅地造成用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 3、畑 195 m² を、宅地造成用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 4、畑 486 m² を、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 5、畑 330 m² を、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 6、畑 135 m² を、駐車場用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

以上、6 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 6 件について、ご提案申し上げます。

議長　それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

長田
委員

4月26日に実施いたしました議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に関する現地調査報告を行います。チェックリストと合わせて、報告をさせていただきます。

番号1についてですが、所有権を移転して宅地造成用地とするものであります。申請地は1筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2、所有権を移転して宅地造成用地として利用するものです。申請地は1筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号3、所有権を移転して宅地造成用地として利用するものです。申請地は1筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号4、所有権を移転して一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号5、所有権を移転して一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号6、所有権を移転して駐車場用地として利用するものです。申請地は1筆で適切に管理されている土地です。審査項

目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請6件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり決定することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議長 　次に、議案第26号 非農地証明願の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次長 　議案12ページをご覧ください。議案第26号 非農地証明願について 非農地証明願の提出が下記の通りあったので、提案する。平成28年5月6日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

議案13ページをご覧ください。

番号1、 田 95㎡ 外3筆合計 345㎡

長い間耕作されておらず、かん木等により原野化した土地です。

番号 2、 田 29 m² 外 1 筆 合計 65 m²

長い間耕作されていないため、かん木等が生い茂り原野化した土地です。

番号 3、 田 39 m²

長い間耕作されていないため、かん木等が生い茂り原野化した土地です。

番号 4、 畑 406 m²

過去に転用許可を受け、目的通りに転用され非農地化した土地です。

以上、非農地証明願いについても、別紙、非農地証明願い申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載しておりますのでご覧ください。以上、非農地証明願い 4 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

足 立
委 員

足立より、4 月 26 日に実施いたしました議案第 26 号 非農地証明願いに関する現地調査の報告を行います。
チェックリストと合わせて報告します。

番号 1 の申請についてですが、申請地は 4 筆で長い間耕作されず、かん木等が生い茂り原野化した土地です。審査項目については③に該当するものと判断いたします。

番号 2 の申請についてですが、申請地は 2 筆で長い間耕作されず、かん木等が生い茂り原野化した土地です。審査項目については③に該当するものと判断いたします。

番号 3 の申請についてですが、申請地は 1 筆で長い間耕作されず、かん木等が生い茂り原野化した土地です。審査項目については③に該当するものと判断いたします。

番号 4 の申請についてですが、申請地は 1 筆で過去に転用許可を受け、昭和 42 年に一般住宅が建築され目的通りに転用され非農地化された土地です。平成 19 年に住宅が取り壊され現在は更地になっています。審査項目については②に該当するものと判断いたします。

以上、非農地証明 4 件についての報告であります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

足 立
委 員 　　番号 1～3 のような面積的に小さな農地は、基準を決めた上で事務局だけで調査するようにはどうか。今回の様な狭い農地は、これから何度もあるだろうから、必要であると思う。

議 長 　　法律的にできるかどうか、検討を行います。

次 長 　　非農地証明と非農地通知がありまして、今まで農業委員さんが調査の中で原野化して荒れた土地を事務局で把握できていればいいんですけど、漏れる所もあります。事前に分かる範囲で非農地だと農業委員さんが判断されて、非農地通知書を送って判断したいと思います。今後も、狭い農地が出てくるとはと思いますが、ご了承願いたいと思います。

議 長 　　農地利用状況調査もありますので、その時に委員さんが見て、ここは原野化されているという農地を判定する赤で記入をお願いします。

議 長 　　他に質疑ございませんか。

議 長 　　付け加えさせていただきませんか、4 番は空き家バンクの横に農地があったので、非農地証明を出しました。

議 長 　　他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 26 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認いたしました。

議 長 次に、議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案 16 ページをご覧ください。議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成 28 年 5 月 6 日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 5 号）「平成 28 年 5 月 6 日公告予定」1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 28 年 4 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。田については、8,085 ㎡、7 筆です。畑については、1,033 ㎡、2 筆です。合計面積は、9,118 ㎡、9 筆です。次に貸手、借手ですが、貸し手が 6 人に対しまして、借り手は 5 人となります。2 ページ以降については野津地域と白杵地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 28 年 5 月 6 日公告予定の農用地利用集積計画（第 5 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 11：30）